

D 4 - 2 9

5 年 保 存 (常)

(令和 9 年 12 月 31 日まで)

F N . D 4 - 7 - 0

鹿 免 管 第 5 4 4 号

令 和 4 年 5 月 1 1 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	高齢運転者等登録	TEL	[ ]
----	----------	-----	-----

#### 認知機能検査実施要領の改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査については、「認知機能検査実施要領の制定について（通達）」（令和3年2月22日付け鹿免管第201号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、別添のとおり「認知機能検査実施要領」を改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和4年5月13日から施行し、旧通達は令和4年5月12日限り廃止する。

## 別添

### 認知機能検査実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 1 委託検査

公安委員会が法第108条第1項の規定により検査の委託をした場合において、委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行う検査をいう。

##### 2 直接検査

公安委員会が直接行う検査をいう。

##### 3 更新時等検査

法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は第101条の4第2項に規定する検査をいう。

##### 4 臨時検査

法第101条の7第1項に規定する検査をいう。

##### 5 その他の検査

上記3及び4以外の再検査や任意の検査をいう。

#### 第3 検査実施に当たっての心構え

検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、次の基本的事項を理解し、検査を適正かつ円滑に実施しなければならない。

##### 1 検査の性質

検査は、受検者の認知機能の状況を確認する簡易な手法の一つであり、受検者の認知症の診断を行うものではない。認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものであり、検査の実施に当たっては、検査の性質について確実に説明を行い、受検者の誤解を招かないよう留意しなければならない。

##### 2 各検査項目における検査の機能

###### (1) 手掛けかり再生

16の記憶項目を再生することによる記憶力についての検査である。

###### (2) 時間の見当識

現在の自己及び自己が置かれている状況についての認識を見当識といい、時間の見当識は、受検者が自ら置かれている時を正しく認識しているかについての検査である。

### 3 高齢者の特性や心情に配慮した検査の実施

検査は75歳以上の高齢者を対象に実施されるものであることから、高齢者の特性や心情に配慮して実施しなければならない。

### 4 検査結果の取扱い

検査の結果は、簡易なものであるとはいっても、受検者の認知機能の状況を示すものであり、受検者の個人の秘密に関する情報であることから、その取扱いには十分に注意しなければならない。

## 第4 検査の実施要領

### 1 検査員の要件

#### (1) 委託により検査を実施する場合

21歳以上の者であつて、検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う審査に合格した者

##### ア 審査の方法

審査は、次のいずれかに該当する者であることを証する書類等を認知機能検査員審査申請書（別記第1号様式）に添えて、その経歴を確認して行うこと。審査に合格した者には、認知機能検査員資格者証（別記第2号様式）を交付し、これを事後に確認できること。

##### （ア）認知症の専門医

（イ）警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等（以下「研修等」という。）を終了した者

（ウ）自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

#### (2) 公安委員会により直接検査を実施する場合

21歳以上の者であつて、警察庁又は都道府県警察が実施する研修等を終了した者

### 2 補助者

検査員の事務を補助するため、補助者を置くことができる。補助者は、検査員の指導監督の下、各種事務の補助を行う。

なお、補助者が事務の補助を行う場合には次の点に留意しなければならない。

- (1) 検査の実施要領等を厳守すること。
- (2) 各種事務の補助は検査員の指示により行うこと。
- (3) 受検者からの質問に対する回答は行わないこと（検査員の要件を満たしている者を除く。）。
- (4) 補助に当たっては、検査結果に影響を及ぼさないようにすること。

### 3 検査に必要な用具等

検査は、検査用紙による検査（以下「ペーパー検査」という。）又は検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットによる検査（以下「タブレット検査」という。）のいずれかにより行うことができる。

#### (1) ペーパー検査

##### ア 検査用紙

検査用紙は、氏名等を記載する表紙、問題用紙及び回答用紙とし、別添1に示すものを使用する。

検査用紙の大きさはA4版以上とし、次の問題用紙や解答用紙の内容が容易に見えないように片面印刷を原則とする。

なお、問題用紙は、スクリーンに投影する等の方法によることとしても差し支えない。

##### イ イラスト及び関係資機材

手掛けり再生で使用するイラストは、別添2のイラストを用い、全ての受検者に見えるように、大きなボードを用いたり、スクリーンに投影したりして示すこととし、このための関係資機材を準備する。

なお、検査の結果に影響を及ぼさないよう、イラストには着色等を行わないこと。

##### ウ ストップウォッチ

各検査項目で時間を計測するために使用する。

##### エ 筆記用具

検査用紙に回答を記入するために使用する鉛筆等を準備する。

なお、回答の際に記載を誤った場合は、二本線を引き、書き直されることとするため、消しゴムは準備しない。

#### (2) タブレット検査

##### ア タブレット本体

あらかじめ受検者情報等がタブレットに反映されているかどうかについて確認すること。

##### イ 筆記に必要な電子ペン

##### ウ ヘッドフォン

### 4 検査実施時の基本的留意事項

#### (1) ペーパー検査及びタブレット検査共通の留意事項

ア 検査を実施する場所は、教室など外部から遮断された場所とする。

イ 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けて配席をしたり、受検者の間に衝立を置くなどする。

ウ 検査を実施する場所にあるカレンダーや壁時計等は、あらかじめ外すか覆いを掛けるなどする。

エ 受検者の腕時計や携帯電話、メモ類等の所持品は、あらかじめカバンなどに入れてもらう。

オ 他の受験者と一緒に検査を行うことから、検査中には受検者が声を出

- さないように注意する。
- カ 検査の実施前に、受検者にトイレ等の申出があるかどうかを確認し、できる限り、検査の実施中に受検者がトイレ等に行くことがないようにする。
- キ 次に掲げる者については、個別又は事後に検査を行う。
- (ア) 検査員の説明を聞き取ることができないと認められる者
  - (イ) 検査員の説明を理解することができないと認められる者
  - (ウ) 注意力が散漫で検査に耐えられないと認められる者
  - (エ) 不正行為を行っていると認められる者
  - (オ) その他、個別又は事後に検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者
- ク 検査中において手が震えるなどして文字が書けない状態にあると認められる者については、受検者の回答を聴取して、検査員又は補助者が代筆するなどの措置をとることができる。
- ケ 検査中、受検者が不正行為を行っていないかどうかについて確認を行う。
- (2) ペーパー検査における留意事項
- ア 1回当たりの受検者数は、適正な検査が実施できるよう10人以下とする。  
なお、補助者を置く場合は20人以下とすることができるが、その場合には、次の点に配意しなければならない。
- (ア) 手掛かり再生のイラストは、全員が確認できるよう補助者も掲示するなどの措置をとる。
  - (イ) 検査を実施する場所は、補助者が余裕を持って移動できるような広さを確保する。
- イ 検査前及び検査中は、受検者が緊張することのないよう言動に留意する。  
また、説明等は、ゆっくりと大きな声で丁寧な言葉遣いにより、受検者が理解しやすいように配慮する。
- ウ 検査は、5「検査の進行要領」により行うこととし、キの場合を除き、検査の順番を入れ替えてはならない。  
また、記載されている説明を省略したり、記載されていない説明を行ったりするなど進行要領を取捨選択等して説明することなく、進行要領に従った説明等を厳守すること。
- エ 各検査項目の進行に応じ、指示したページを受検者が開いているか、指示した項目について受検者が記入しているかをその都度確認しながら、検査を進める。
- オ 各検査項目を行う前に、受検者に質問がないかを確認し、回答方法等について不明な受検者がいるまま検査を進めない。
- カ 検査は、受検者を焦らせることがないよう円滑に進めること。

なお、各検査項目の回答時間は、正確に時間を測定すること。

キ 検査中に受検者からトイレ等の申出があった場合には、受検者が申出を行った者一人であるときには検査を中断し、トイレ等を済ませた後に中断した検査項目の冒頭から再度行う。受検者が複数のときは、申出を行った者以外の者については検査を継続し、申出を行った者は戻った時点で行っている検査項目の次の検査項目から行い、全ての検査が終了した後に、当該者が受けることができなかった検査項目を行う。

### (3) タブレット検査における留意事項

ア 1回当たりの受検者数の制限は設けない。ただし、検査会場の規模に応じて受検者の案内や質疑対応等が可能な範囲で実施し、必要に応じて補助者を配置すること。実施方法については、一斉又は個別を問わない。

イ 検査員は、各受検者の進行状況等について、隨時確認を行うこと。

ウ 検査中に受検者からトイレ等の申出があった場合には、検査を中断し、戻った時点で中断したところから再度始めること。

なお、離席中は検査時間が進行しないようタブレットを操作すること。

## 5 検査の進行要領

ペーパー検査の具体的な進行要領は、別添3の「認知機能検査進行要領」によるものとする。

また、タブレット検査については、タブレットからの音声ガイダンスにより、同要領に準拠して実施するものとする。

この際、手掛けり再生については、別添2の4つのパターン（パターンA、パターンB、パターンC、パターンD）のうち、任意に選んだ1パターンを使用（タブレット検査の場合は任意に選択して設定）する。

## 第5 検査の採点

### 1 採点用紙

ペーパー検査の採点に当たっては、手掛けり再生において使用する各イラスト（パターンA、パターンB、パターンC又はパターンD）に対応する採点補助用紙（別添4）を用いる。

タブレット検査の採点は、ソフトウェアにより自動で行うことを可能とする。

### 2 採点基準

採点基準は、別添5のとおりとする。

### 3 総合点の算出と結果の判定

#### (1) 総合点の算出

総合点は、手掛けり再生及び時間の見当識の2つの検査の点を、次の計算式に代入して算出する。

算出した総合点は、小数点以下を切り捨て、整数で表記するものとする。

（計算式）

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

A 手がかり再生の点

## B 時間の見当識の点

### (2) 総合点と結果の判定

総合点によって、認知症のおそれがある者又は認知症のおそれがない者に判定する。

- ア 認知症のおそれがある者  
総合点が36点未満
- イ 認知症のおそれがない者  
総合点が36点以上

### (3) 採点の合理化

手掛けり再生の点が32点満点中15点以上となる受検者は、総合点で36点以上となることが計算上明らかである。このような場合は、総合点の算出をすることなく、「総合点が36点以上」と採点することとしても差し支えない。

### 4 採点と判定の点検

採点と判定については、必ず複数人による点検を行い、採点及びその点検をした者は採点補助用紙（別添4）の欄に氏名を記入する。

なお、タブレット検査において、自動採点機能により総合点が36点に達した者については、検査員による採点結果の点検は要しないこととするが、総合点が36点に達しない者については、文字認識結果に誤りがないことを複数人により確認した上で判定を行うこと。

## 第6 検査の通知、申込み等

### 1 検査の通知

検査の通知は、公安委員会が書面により行うものとする。

#### (1) 更新時等検査の通知

通知書は、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対し、その者の更新期間が満了する日の190日前を目途に、普通郵便により送付すること。

また、検査の対象者は、認知機能検査・高齢者講習対象者一覧表（別記第3号様式）により管理すること。

#### (2) 臨時検査の通知

75歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）で施行令第37条の6の3に規定する特定違反を行った者に対し、臨時認知機能検査通知書（施行規則別記様式第18の6）により、配達証明郵便で行うものとする。

また、臨時検査の対象者は、臨時認知機能検査管理簿（別記第4号様式）により管理すること。

### 2 検査の申込み

検査の申込みは、認知機能検査受検申込書（規則別記第1号様式）に、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）で定められた検査手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて、検査当日に行うものとする。

### 3 受検者の確認

検査の実施に際しては、検査に関する通知書及び免許証により、受検者であることを確認すること。

なお、特定失効者等が免許証を紛失したなどの理由により、免許証によって受検者であることを確認することができない場合には、その他の本人確認書類により受検者であることを確認すること。

## 第7 検査結果の通知要領

### 1 検査結果を通知する書面の交付

検査を受検した者に対しては、認知機能検査結果通知書（規則別記第2号様式）を交付すること。

なお、検査結果は、受検者の重要な個人情報であることに十分留意し、通知に当たっては、検査結果を他の受験者に知られることのないよう、封書に入れるなどして伝達すること。

### 2 受検者への説明

検査結果を通知した後、「認知機能検査進行要領」（別添3）に従い、受検者に説明を行うこと。

### 3 検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合の対応

検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合は、検査終了後に個別に説明を行う。この場合、必要に応じて、検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法や採点結果について説明を行うこと。

## 第8 検査用紙等の送付

受託者が実施した検査については、検査終了後、認知機能検査受検申込書、検査用紙（問題用紙を除く。）及び採点補助用紙を免許管理課長に送付されること。

また、タブレットを活用して検査を行う場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録の保存をもって代えることができるものとする。

## 第9 タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様

### 1 仕様

#### (1) システム構成

##### ア 受検者用タブレット端末

検査の受検者が仕様する端末

##### イ 検査員が使用する検査員用端末

検査の検査員が使用する端末（タブレット、パソコンを問わない。）

##### ウ その他

ア及びイの接続に必要と認められる機器

#### (2) ハードウェア仕様

##### ア 受検者用タブレット端末

(ア) (3)アに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。

(イ) ディスプレイは、おおむね10.2インチ以上とすること。

(ウ) 電子ペンにより筆記ができること。

(エ) 紙への筆記と同様に、ディスプレイ上に手の小指側の側面や他方の

手指が触れるなどする場合でも、ペン先での筆記が可能であること。

(オ) バッテリ稼働時間は、4時間以上であること。

イ 検査員用端末

(ア) (3)イに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。

(イ) 端末の種類、台数は問わない。

なお、(3)イに示す機能は複数の端末で実現させてもよいが、タブレット型とする場合には、受検者用タブレット端末と同等以上の性能とすること。

(3) ソフトウェア仕様

ア 受検者用タブレット端末

(ア) 認知機能検査機能

a 実施要領通達の進行要領に従って、音声ガイドと共に順次検査用紙をタブレットに表示させ、同画面上において直接、電子ペンにより回答ができること。

b 検査中は、文字認識機能により、リアルタイムに採点を行うことができる。

また、採点に当たっては、不正解を正解と誤判定することがないこと。

c OSの種類は問わない。

(イ) 付加機能

a 検査開始前に、電子ペンによる試し書き及びボリューム調整ができる。

b ボリューム調整は、検査中のどの画面においても調整が可能である。

c 音声ガイドは、説明を聞き直すことが可能である。

d 設定された基準点に達することが明らかとなった時点で検査を終了し、終了の音声ガイドを行う。

e 検査終了まで基準点に達しなかった受検者については、終了後の音声ガイドを変更すること。

f 受検者の回答内容及び正誤判定結果を検査員用端末に送信すること。

イ 検査員用端末

(ア) 受検者情報（氏名、生年月日、運転免許証番号等）の登録、受検者用タブレット端末の指定及び手掛かり再生の検査パターン（AからDまで）の設定がされること。

(イ) 検査中は、受検者それぞれの進行状況が隨時、確認できること。

(ウ) 検査中は、検査の一時中断、再開、中止等の遠隔操作ができる。

(エ) 誤操作、機器の不具合等に備え、任意の検査項目から再開するよう設定できること。

(オ) 受検者用タブレット端末から送信された回答内容及び自動採点によ

る正誤判定内容の表示ができること。

- (カ) 基準点に達することなく検査を終了した受検者については、回答内容と文字認識内容、正誤判定内容を表示させ、検査員が手動で採点の修正を行うことができること。
- (キ) 検査終了後、認知機能検査結果通知書等の印刷ができるここと。
- (ク) 受検者の回答内容及び採点結果は、受検者ごとにPDF形式等により保存ができること。
- (ケ) 検査結果のうち、各都道府県警察が指定する項目をCSV形式等によりデータ出力ができること。
- (コ) OSの種類は問わない。

(4) セキュリティ対策

ハードウェア、ソフトウェア及びシステム構成に応じたセキュリティ対策を講ずること。

#### 第10 保存期間

- 1 認知機能検査・高齢者講習対象者一覧表の保存期間は1年、臨時認知機能検査管理簿、認知機能検査受検申込書の保存期間は3年、認知機能検査結果報告書の保存期間は5年とする。
- 2 検査用紙（問題用紙は除く。）及び採点補助用紙（これらに対応する電磁的記録を含む。）の保存期間は5年とする。

認知機能検査員審査申請書

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

認知機能検査員の審査を申請します。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 認知症の専門医であることを証明する書類</li><li><input type="checkbox"/> 警察庁又は都道府県公安委員会が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了したことを証する書類</li><li><input type="checkbox"/> 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了したことを証明する書類</li><li><input type="checkbox"/> 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了したことを証明する書類</li></ul>
------	---

※ 該当する添付書類の□にレ印を付けること。

第 号

認知機能検査員資格者証

住 所

氏 名

年 月 日 生

あなたは認知機能検査員の審査に合格したこと  
を証明します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 団

認知機能検査。高齢者講習対象者一覧表

卷之四

第4号様式(第6の1(2種類))

\* \* \* 理管查檢能機知認臨時

にんちきのうけんさけんさようし  
**認知機能検査検査用紙**

名前 なまえ			
生年月日 せいねんがつび	大正 たいしよう	年 ねん	月 がつ
	昭和 しょうわ		日 にち

諸注意  
じよちゆうい

- 1 指示があるまで、用紙はめくらないでください。
- 2 答を書いているときは、声を出さないでください。
- 3 質問があったら、手を挙げてください。

問 題 用 紙 1

これから、たくさん数字が書かれ  
た表が出ますので、私が指示をした  
数字に斜線を引いてもらいます。

例えば、「1と4」に斜線を引い  
てくださいと言ったときは、



4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

と例示のように順番に、見つけただ  
け斜線を引いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かいとうようし  
回 答 用 紙 1



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 题 用 紙 2

少し前に、何枚かの絵をお見せしました。

何が描かれていたのかを思い出して、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し  
回 答 用 紙 2

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

12.

13.

14.

15.

16.

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 3

今度は、回答用紙にヒントが  
書いてあります。

それを手がかりに、もう一度、  
何が描かれていたのかを思い出し  
て、できるだけ全部書いてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

かいとうようし  
回 答 用 紙 3

1. 戦いの武器

2. 楽器

3. 体の一部

4. 電気製品

5. 昆虫

6. 動物

7. 野菜

8. 台所用品

9. 文房具

10. 乗り物

11. 果物

12. 衣類

13. 鳥

14. 花

15. 大工道具

16. 家具

※ 指示があるまでめくらないでください。

問 題 用 紙 4

この検査には、5つの質問があります。

左側に質問が書いてありますので、それぞれの質問に対する答を右側の回答欄に記入してください。

答が分からぬ場合には、自信がないで良いので思ったとおりに記入してください。空欄とならないようにしてください。

※ 指示があるまでめくらないでください。

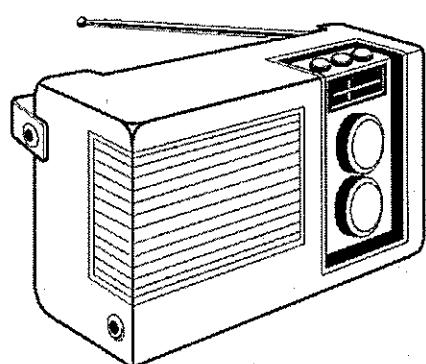
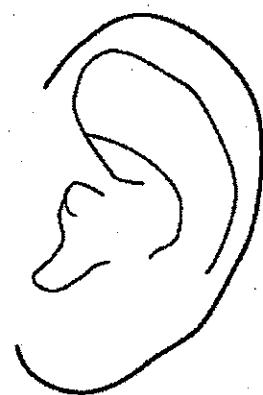
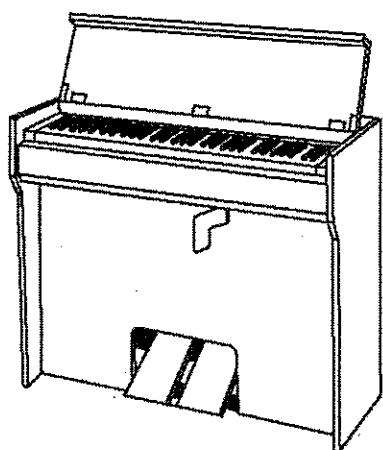
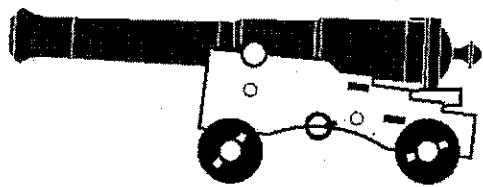
かい とう よう し  
回 答 用 紙 4

い か し つ も ん こ た  
以下の質問にお答えください。

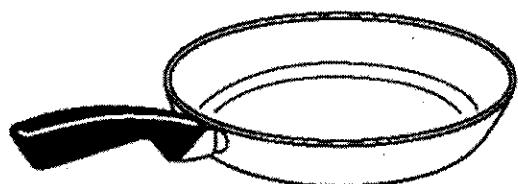
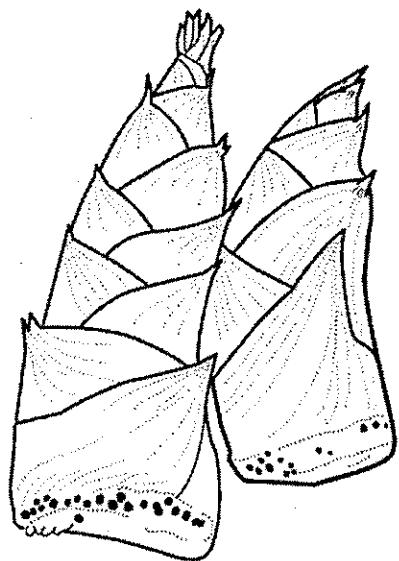
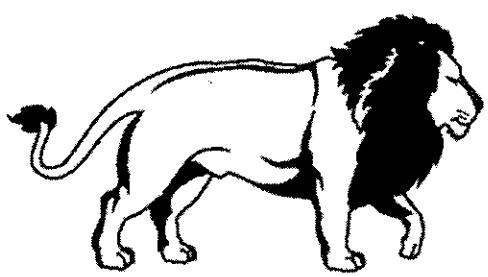
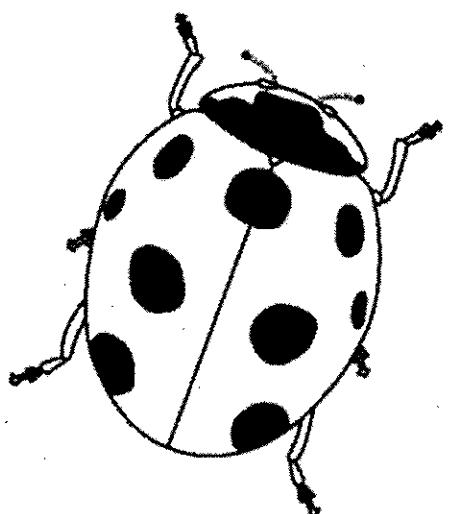
し つ も ん 質 問	かい と う 回 答
こ と し な ん ね ん 今年は何年ですか？	ね ん 年
こ ん け つ な ん が つ 今月は何月ですか？	が つ 月
き ょ う な ん に ち 今日は何日ですか？	に ち 日
き ょ う な ん よ う ひ 今日は何曜日ですか？	よ う ひ 曜 日
い ま な ん じ な ん ぶ ん 今は何時何分ですか？	じ 時 分

別添2

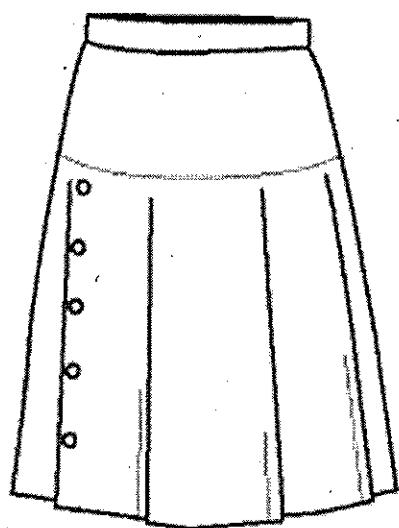
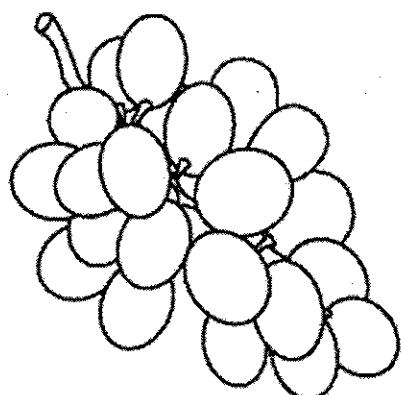
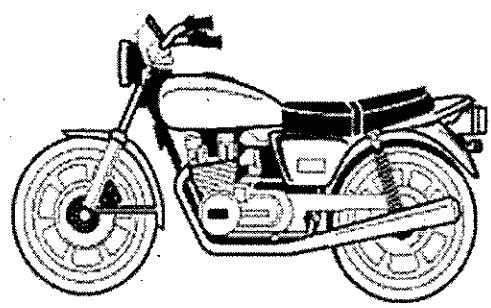
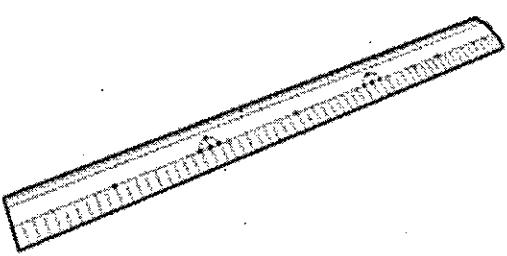
パターンA



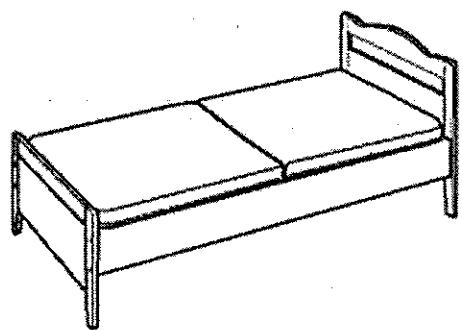
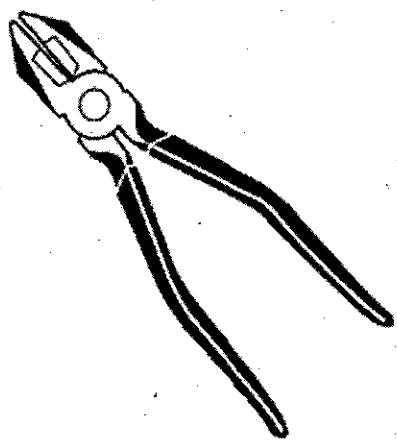
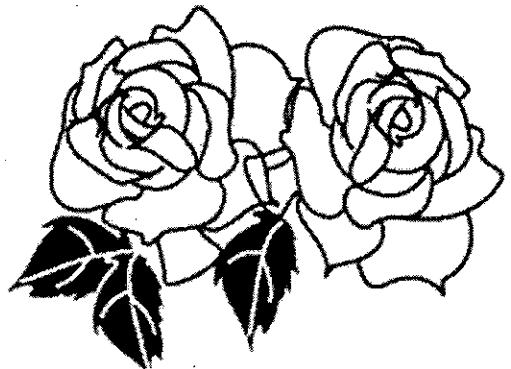
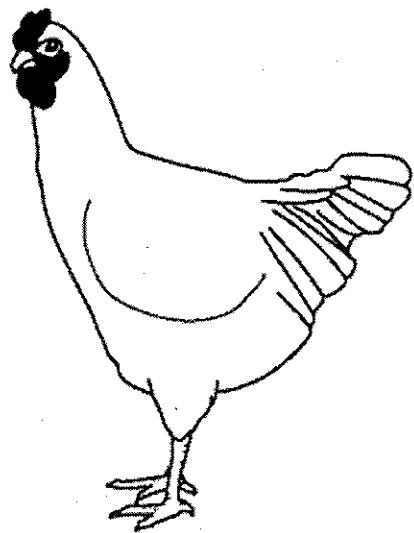
パターンA



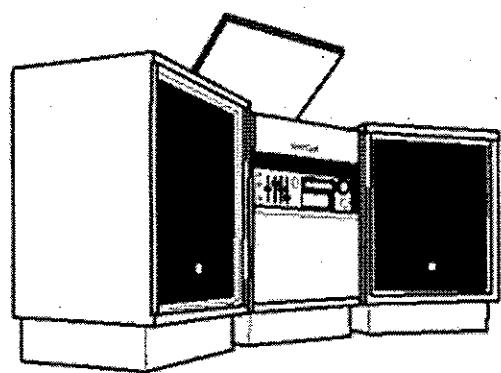
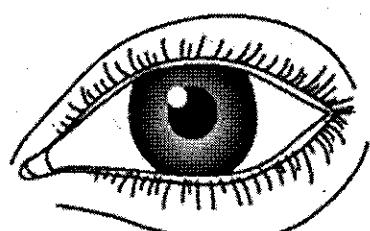
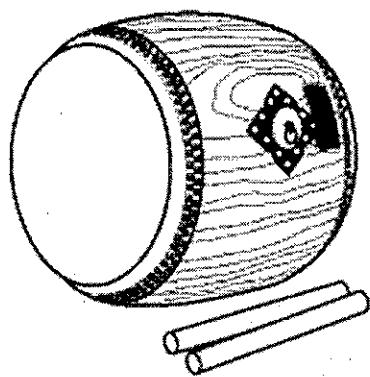
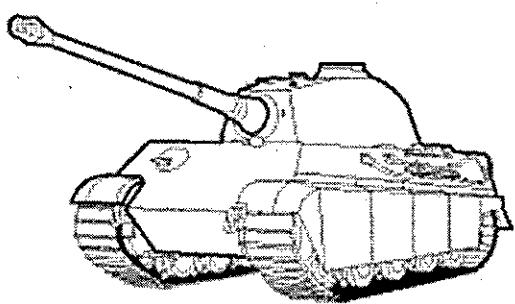
パターンA



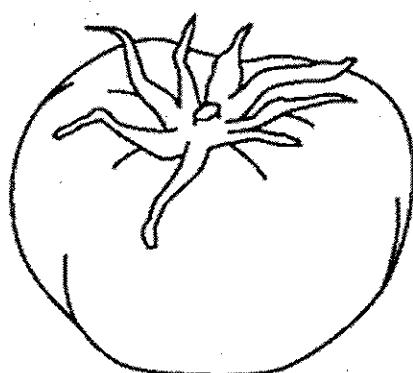
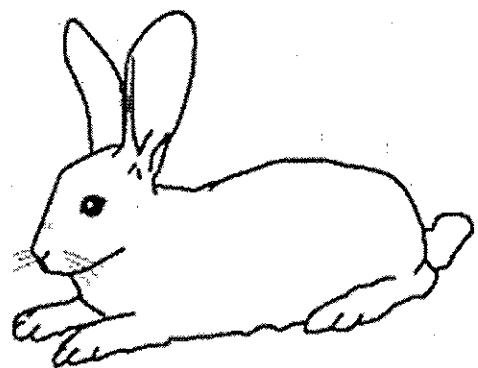
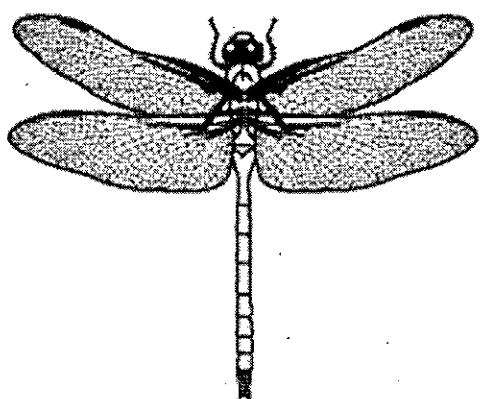
パターンA



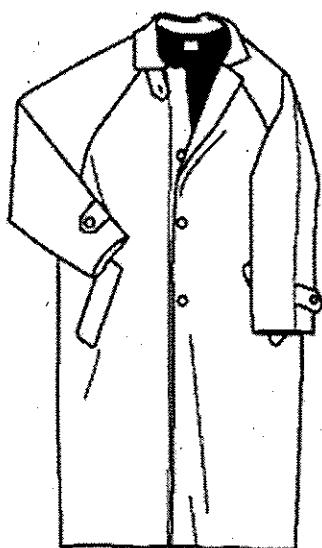
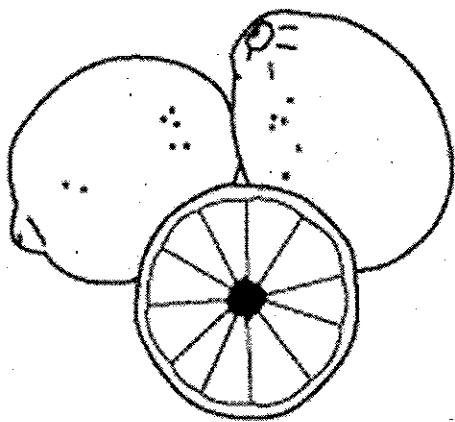
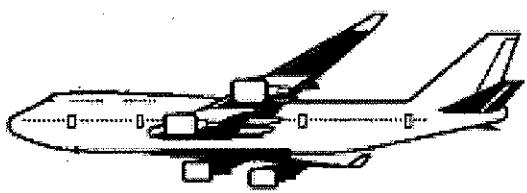
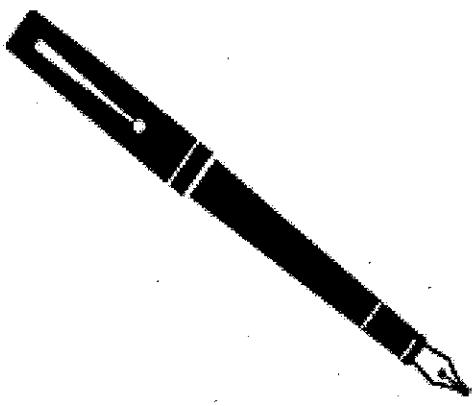
パターンB



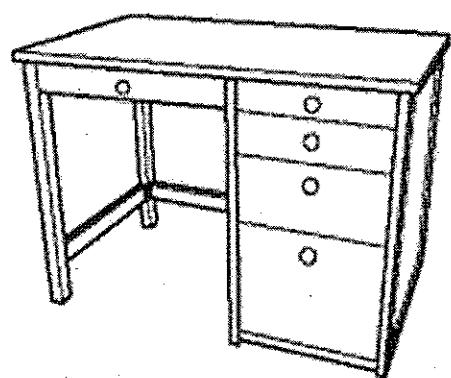
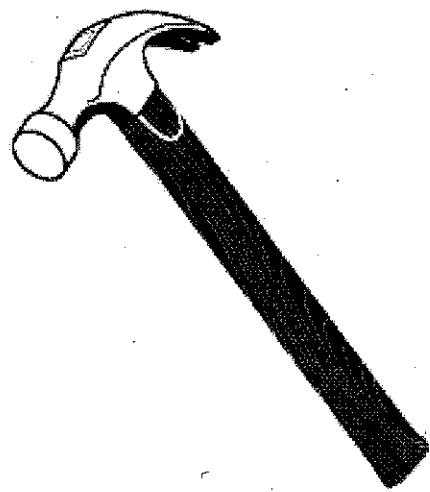
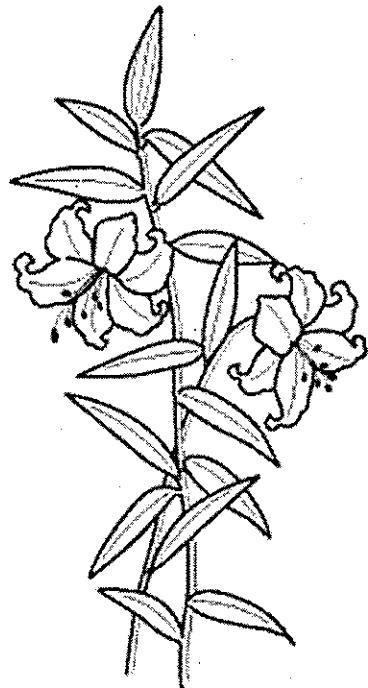
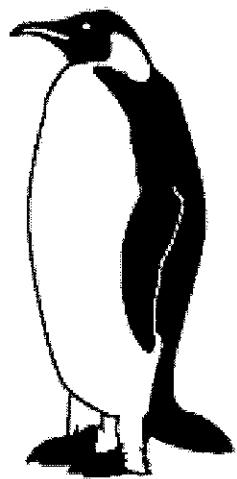
パターンB



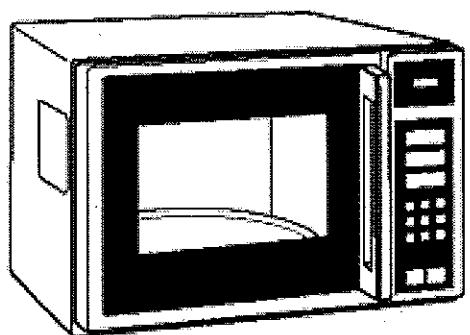
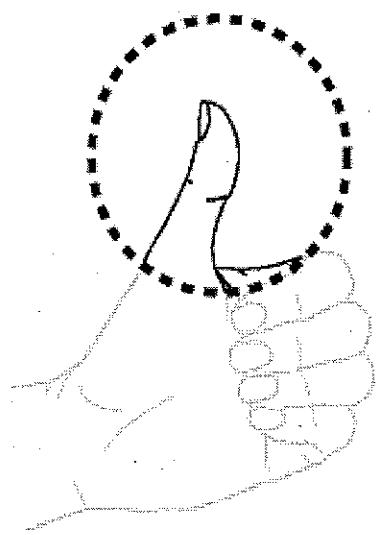
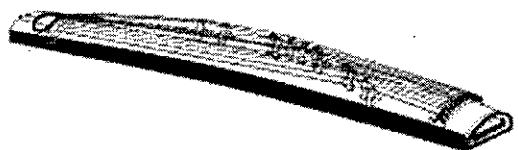
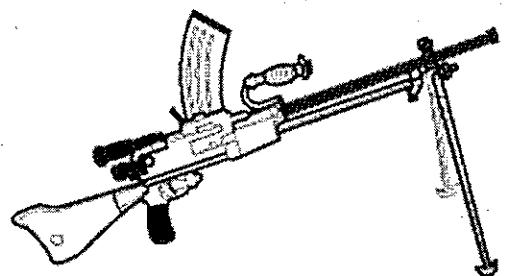
パターンB



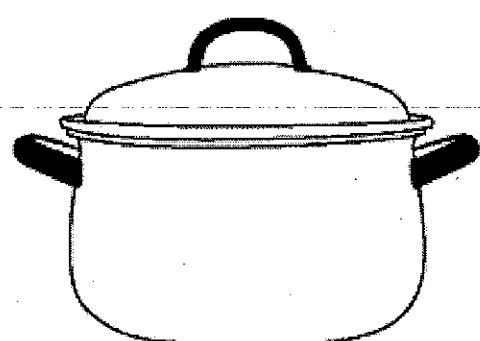
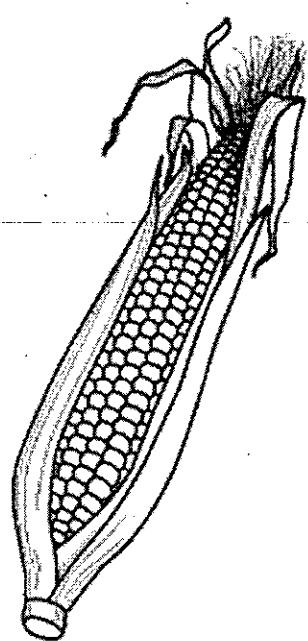
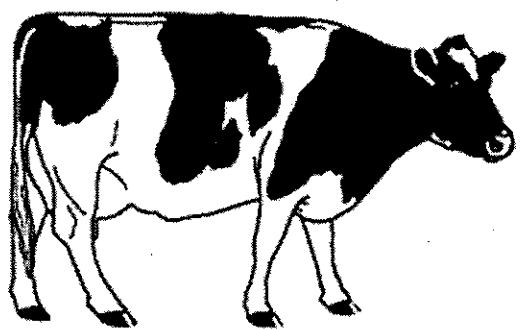
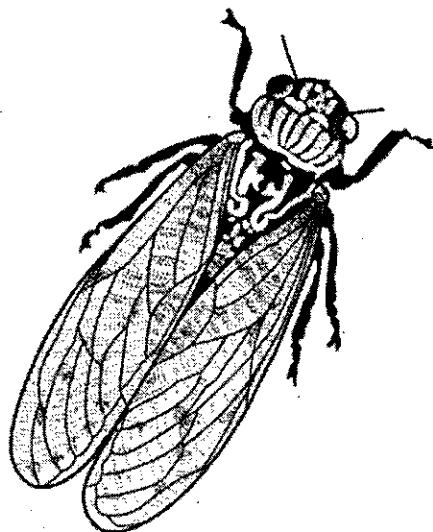
パターンB



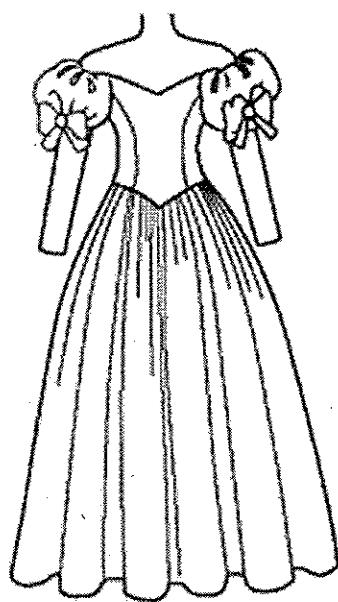
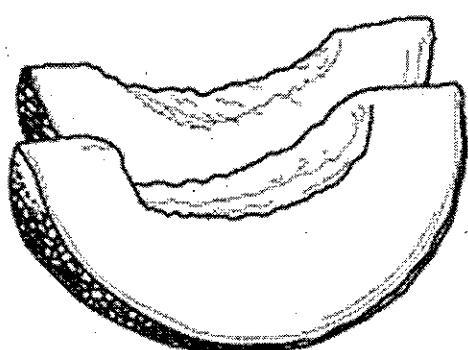
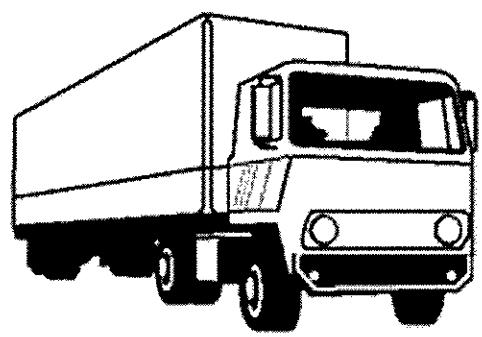
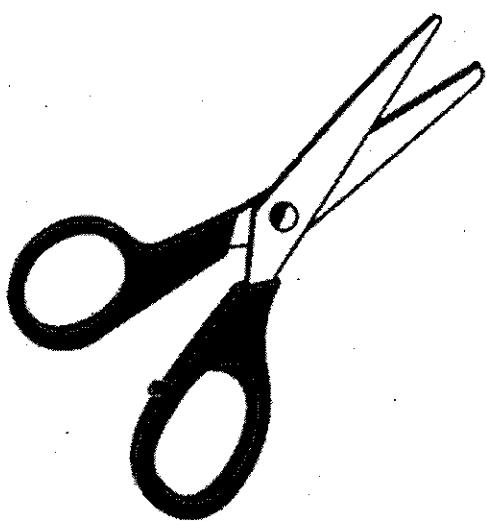
パターンC



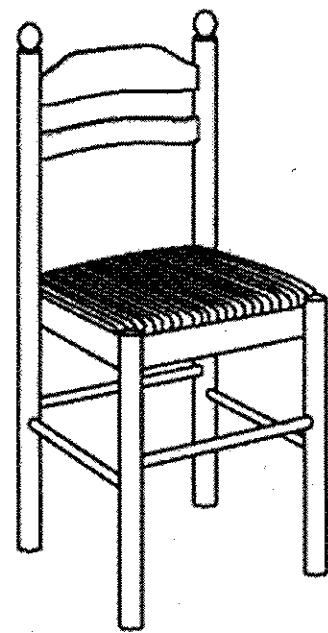
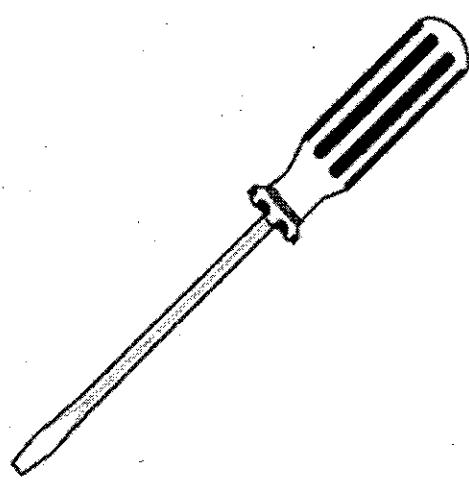
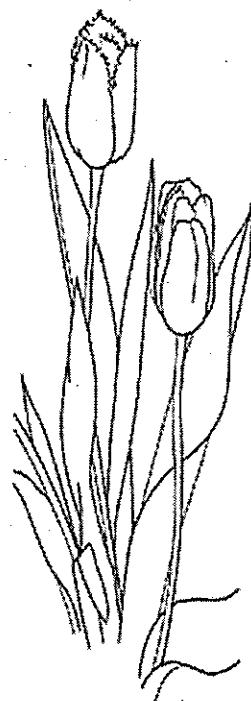
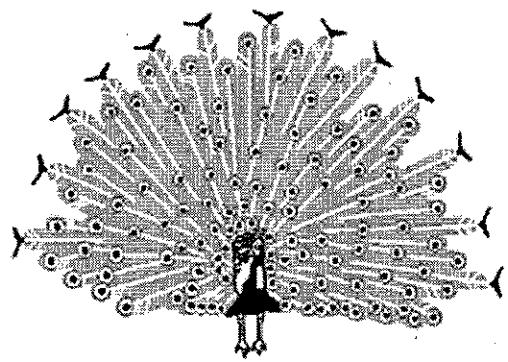
パターンC



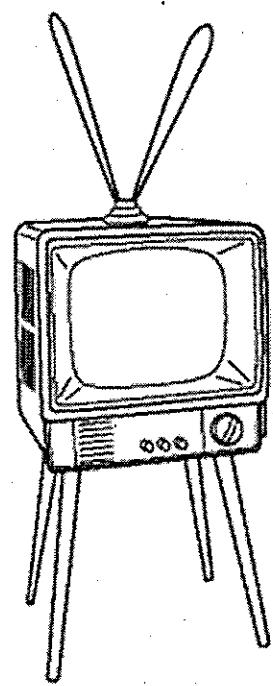
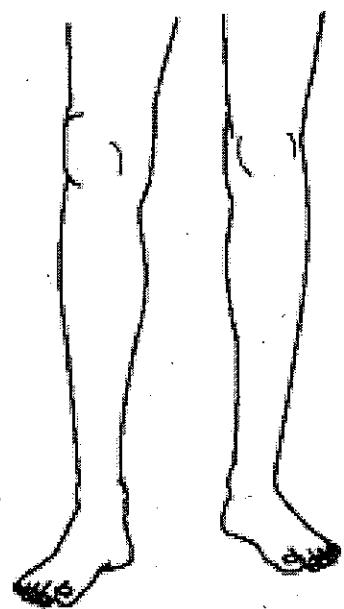
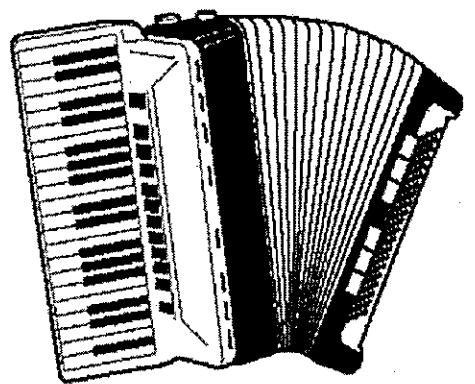
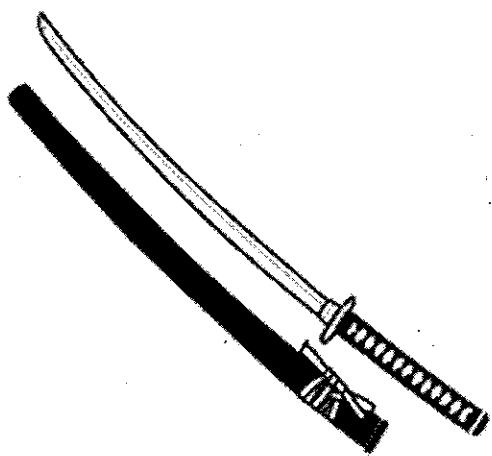
パターンC



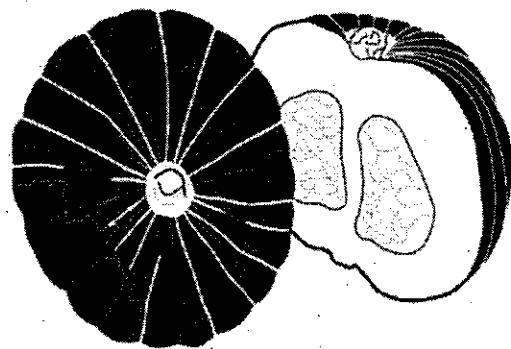
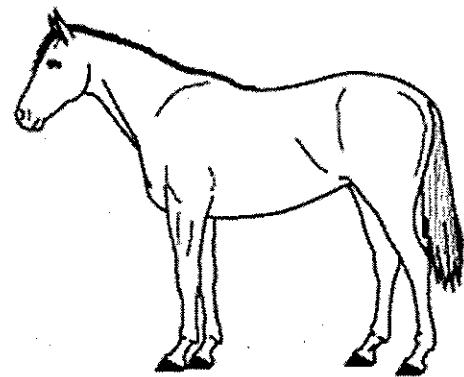
パターンC



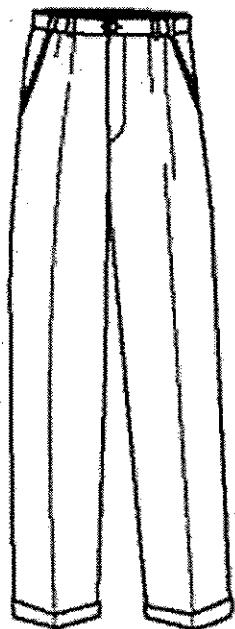
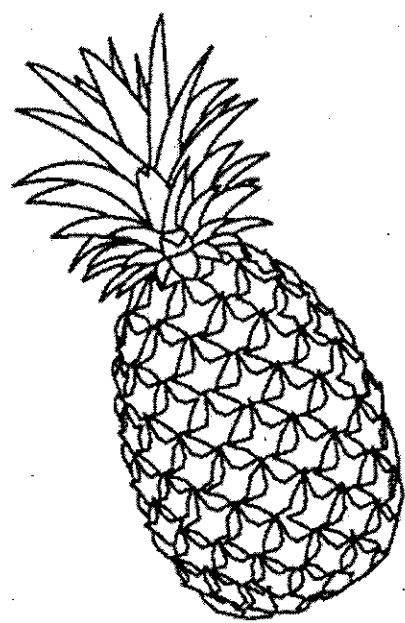
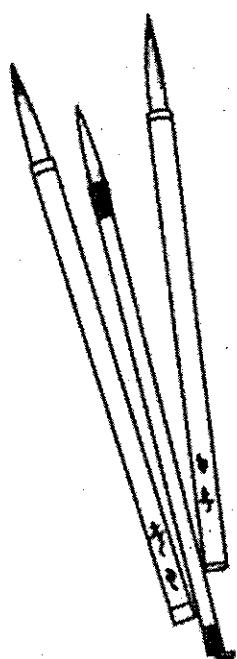
パターンD



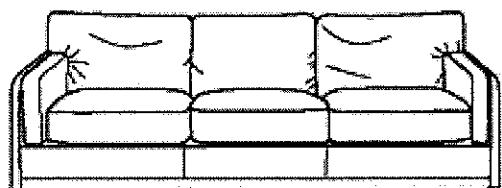
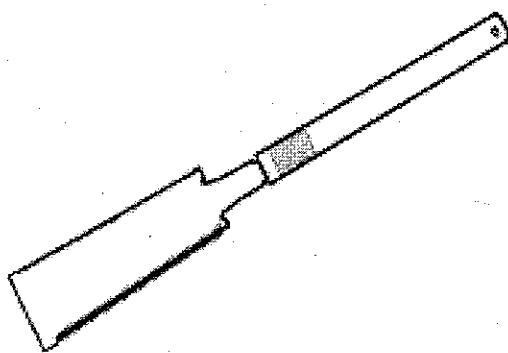
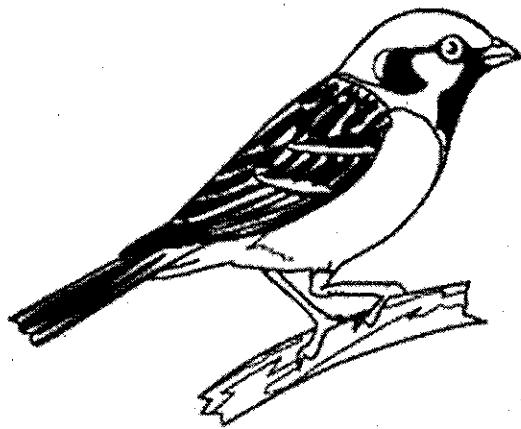
パターンD



パターンD



パターンD



## 認知機能検査進行要領

## 目 次

1 検査に当たっての事前の指示	-----	1
2 検査結果等に関する説明	-----	2
3 表紙の記載	-----	3
4 手がかり再生の実施	-----	4
(1) イラストの記憶	-----	4
(2) 介入課題	-----	5
(3) 自由回答	-----	7
(4) 手がかり回答	-----	8
5 時間の見当識の実施	-----	9
6 検査用紙の回収から検査結果の通知	-----	11

# 認知機能検査進行要領

## 1 検査に当たっての事前の指示

これから、検査を始めます。

私の声が聞こえますでしょうか。

聞こえた方は、手を挙げて教えてください。【注①】

検査に当たって、

まず、携帯電話をお持ちの方は、検査中に鳴らないようマナーモードにするか、電源を切って、

カバンの中やポケットなどにしまってください。【注②】

時計をしている方も、

カバンの中やポケットなどにしまってください。

字の読み書きに眼鏡が必要な方は、出しておいてください。

それでは検査中の諸注意を行います。

問題用紙などは、指示があるまでめくらないでください。

【注③】

回答中は、声を出さないようにしてください。

質問があったら、手を挙げてください。

回答中に書き損じがあったときは、

二重線でこのように【注③】訂正してください。

よろしいですか。御質問はありませんか。

### 【タブレットによる検査】

タブレットによる検査を実施する場合の音声ガイダンスは、この進行要領に準拠すること。なお、画面遷移に合わせた説明内容に変更することは差し支えない。

① 聞こえていない者がいる場合には、補聴器等を着用させて再度確認し、着用しても十分に聞こえないようであれば、退室させること。

その他にも、受検困難者がいる場合は退室させること。

② 携帯電話や時計が机の上等に置かれていなことを確認すること。

### 【備考】

○ しまわせる説明の際に「時間についての質問があります。」など、しまう前に受検者が時間を覚えてしまうような説明は行わないこと。

○ [ ] 内の説明については、事前に行っている場合は省略可。

③ 「諸注意」(例)を作成、掲示するなどして説明に活用すること。

(例)

### 諸注意

- 指示があるまで用紙をめくらない。
- 回答中は声を出さない。
- 質問は手を挙げて。
- 訂正是二重線で。

(例) 太  
日本 先郎

## 2 検査結果等に関する説明

それでは、本日の検査について御説明します。

この検査は安全な運転に必要な記憶力、判断力を確認するために行うものです。

検査の結果、「認知症のおそれがある」とされても、直ちに免許が取り消されることはありませんが、警察から連絡があり、お医者さんの診断を別に受けていただくことになります。

検査は、( ) 分ほどで終わります。【注①】

検査の結果は、検査が終わったら皆さんにお伝えします。

【注②】

また、警察に検査の結果を連絡します。【注③】

それ以外には、検査の結果を連絡することはありません。

検査用紙はお手元にありますか。【注④】

### 【備考】

- 認知機能検査を受検する高齢者の多くは、認知機能の低下も見られない優良運転者であることを十分に念頭に置き、実施に当たっては、長年の安全運転に敬意を表し、受検者それぞれの心情に配意しながら、その目的や必要性について丁寧な説明がなされるよう特段の配意をすること。
- 認知機能が低下した者には回答が困難な検査であることから、「誰でも簡単にできる。」等、受検者の心情を害する可能性のある説明は行わないこと。
- 検査目的・検査結果の取扱い等について、プロジェクトを使用するなど、可能であれば視覚的な教示も併せて行うこと。

- ① 検査にかかる時間は、受検人数や採点時間を考慮し、実施機関の実情に合わせた所要時間を案内すること。
- ② 検査の結果を後日通知する場合には、「検査の結果は、後日通知されます。」などと説明すること。
- ③ 公安委員会において、直接実施する場合は、「また、警察に検査の結果を連絡します。」の部分を省略すること。
- ④ 検査用紙をあらかじめ配布していない場合は、ここで配布すること。

### 3 表紙の記載

それでは、検査用紙への記入をしていただきます。

検査用紙

表 紙

最初は、「名前」です。

ご自分のお名前を記入してください。

ふりがなはいりません。

間違えたときは、二重線で訂正して書き直してください。

消しゴムは使えません。【注①】

これから検査で間違えた場合も、

同じように書き直してください。

- ① 間違えた際の二重線での訂正方法の説明は、諸注意を利用し、再度、受検者に理解しやすいように行うこと。

次は「生年月日」です。

ご自分の生年月日を記入してください。【注②】

- ② 自分の生年月日が分からない場合には、検査員が免許証で確認の上、受検者に記入させること。

書けた方は、鉛筆を置いてください。【注③】

- ③ この段階で全員が記入したかどうかを確認すること。

これから検査を始めます。

各検査のはじめに、私から、検査について御説明します。

説明の後、皆さんに分からない点があるかどうか伺います。

なければ、検査を始めますが、

私が指示するまで、用紙をめくらないようにお願いします。

答を書いているときは、声を出さないでください。

回答中、御質問があれば、静かに手を挙げてください。

御質問はありませんか。【注④】

- ④ 受検者の様子を確認し、質問したいことがありそうな受検者に対しては、質問がないかどうか声をかけること。

## 4 手がかり再生の実施

### (1) イラストの記憶

最初の検査を行います。

用紙は、指示があるまでめくらないでください。

これから、いくつかの絵を御覧いただきます。

一度に4つの絵です。

それが何度か続けます。

後で、何の絵があったかを、全て、答えていただきますので、よく覚えるようにしてください。

絵を覚えるためのヒントもお出しします。

ヒントを手がかりに、覚えるようにしてください。【注①】

絵が見にくい場合は、手を挙げて、お知らせください。

御質問はありませんか。

(イラストを掲示し、別添2に従い実施する。)

(イラストを隠す。)

いかがでしたか。

後で、何の絵があったのかをお答えいただきますので、よく覚えておいてください。

#### 【検査の目的】

手がかりをもとに記憶を再生する検査で、16枚の絵を記憶させ、一定の時間経過（介入課題）の後、どれだけ再生できる（記憶している）かの検査である。

#### 【備考】

- イラストが小さい、後方に座っている受検者が確認しにくいなどの対策のため補助者も検査員の進行に合わせて受検者の近くで同じイラストを掲示するなど、受検者がイラストを確認しやすくなるように工夫すること。
- ラミネート加工しているものは光の反射で絵が見にくくなる場合もあるので掲示方法に注意すること。

- ① この検査は、記憶させるときの手がかりと記憶を再生するときの手がかりが同じであることを前提とした検査であることから、最初に与える手がかりは必ず本要領に記載のとおりのものとすること。

#### 【備考】

- 別添2のパターンA、パターンB、パターンC、パターンDのうち任意の1パターンのイラストを、受検者全員が見やすいように示し、パターンに応じ、別紙に示す順序で行う。
- 時間は1枚につきおおむね1分で行う。

(2) 介入課題

【検査の目的】  
手がかり再生の出題から回答までに一定時間を空けることが目的の課題である。

それでは、別の課題を行います。

用紙をめくってください。

「問題用紙 1」です。

検査用紙      問題用紙 1

これから、たくさん数字が書かれた表が出ます。

私が指示をした数字に、斜線を引いていただきます。

例えば、

「1と4」に斜線を引いてください

と言ったときは、表の中から「1と4」の数字を見つけて、

一番上の行の左から順番に、

見つけただけ斜線を引いてください。

【備考】  
回答時間が長くなると手がかり再生の回答に影響を及ぼすことから、時間は正確に計測し、介入課題の時間を厳守すること。

御質問はありませんか。

それでは、問題用紙をめくってください。

数字がたくさんある「回答用紙 1」です。

検査用紙      回答用紙 1

行は、なるべくとばさないように、お気をつけください。

それでは、「○と○」に斜線を引いていただきます。【注①】

鉛筆を持って、始めてください。

(ストップウォッチで30秒間計測) 【注②】

やめてください。

鉛筆を置いてください。

次は、「○と○と○」に斜線を引いていただきます。【注③】

鉛筆を持って、同じ用紙の、左上の矢印のところから、始めてください。

(ストップウォッチで30秒間計測)

やめてください。

鉛筆を置いてください。

① 1回目は、2つの数字を指定する。受検者が理解しやすいようにホワイトボードを利用して削除する数字「1, 4」等と書いても構わない。

削除する数字は、その都度変更して行う。

② 時間を厳守し、回答用紙1の記載が30秒以内にできない場合であっても、次に進むこと。

③ 2回目は、①で使用した用紙に①で指定した数字以外の3つの数字を指定して行う。

(3) 自由回答

【検査の目的】

1回目は、手がかりなしで再生を実施し、記憶力を検査する。

それでは、用紙をめくってください。

「問題用紙2」です。

検査用紙

問題用紙2

少し前に、何枚かの絵を御覧いただきました。

何が描かれていたのかをよく思い出して、

できるだけ、全部書いてください。

回答の順番は問いません。

思い出した順で結構です。

「漢字」でも「カタカナ」でも「ひらがな」でも構いません。

間違えた場合は、二重線で訂正してください。

御質問はありませんか。

それでは、用紙をめくってください。

「回答用紙2」です。

鉛筆を持って、始めてください。

(ストップウォッチで3分間計測)

検査用紙

回答用紙2

【備考】

受検者から、手がかり再生の自由回答の記載中に質問があつても、「動物」「体の一部」などのヒントを言わず、「先ほどお見せした絵について回答を書いてください。」と説明すること。

やめてください。

鉛筆を置いてください。

(4) 手がかり回答

【検査の目的】

2回目は、手がかりをもとに再生を実施し、記憶力を検査する。

それでは、用紙をめくってください。

「問題用紙3」です。

検査用紙

問題用紙3

今度は、回答用紙にヒントが書かれています。

それを手がかりに、もう一度、何が描かれていたのかを  
よく思い出して、できるだけ全部書いてください。

それぞれのヒントに対して、回答は一つだけです。

二つ以上は書かないでください。

「漢字」でも「カタカナ」でも「ひらがな」でも構いません。

間違えた場合は、二重線で訂正してください。

御質問はありませんか。

それでは、用紙をめくってください。

「回答用紙3」です。

検査用紙

回答用紙3

鉛筆を持って、始めてください。

(ストップウォッチで3分間計測)

やめてください。

鉛筆を置いてください。

## 5 時間の見当識の実施

最後の検査を始めます。

用紙をめくってください。

「問題用紙4」です。【注①】

この検査には、5つの質問があります。

左側に質問が書かれています。

それぞれの質問に対する答を

右側の回答欄に記入してください。

よく分からない場合でも、  
できるだけ何らかの答を記入してください。

空欄とならないようにしてください。【注②】

質問の中に「<sup>なんねん</sup>何年」の質問があります。

これは「なにどし」ではありません。

干支で回答しないようにしてください。

「<sup>なんねん</sup>何年」の回答は、  
西暦で書いても、和暦で書いても構いません。  
和暦とは、元号を用いた言い方のことです。【注③】

御質問はありませんか。

用紙をめくってください。

「回答用紙4」です。

### 【検査の目的】

現在の自己及び自分がおかれている状況についての認識を見当識といい、時間の見当識は、受検者が自らがおかれている時を正しく認識しているかについての検査である。

検査用紙

問題用紙4

① 各受検者の用紙を確認

### 【備考】

時間の見当識の検査を説明する際、回答用紙4を受検者に提示して説明しないこと。

② 空欄の場合には誤答として評価され、総合点に影響することから、分からない場合にも、できるだけ記入させること。この場合、空欄がある受検者に対しては、個別に指示することはせず、受検者全員に対する説明として回答の記載を促すこと。

③ 「年」の回答については、西暦でも和暦でも構わないが、さらに「令和何年ということですか。」や「2021年ということですか。」という質問があった場合も、「そのとおりです。」とか、「二千何年ですね。」、「令和何年ですね。」と受検者にヒントを与えるような回答はせず、「西暦でも和暦でも構いません。」と回答すること。

和暦の意味について受検者から質問があった場合も、「令和〇〇年です。」という言い方ではなく、「明治、大正、昭和などの元号を用いた言い方です。」などと回答すること。

検査用紙

回答用紙4

鉛筆を持って、始めてください。

(ストップウォッチで2分間計測)

(検査員は検査日時を控える。)

【備考】

時間について「正確な時間が分からない。」などの質問があった場合は、「想像で書いてください。」「だいたいで構いません。」などと回答すること。

【注④】

※ 「空欄があるので書いてください。」

※ 「書き直し等はありませんか。」

(確認し、無ければ時間前であっても終了可)

やめてください。

鉛筆を置いてください。

④ 回答漏れがないかどうかの注意喚起を受検者の様子を見て「空欄があるので書いてください。」などと行う。

また、時間の見当識については、全員が計測時間内に回答の記載を終えている場合は、終了しても問題ないか確認し、書き直し等がない場合は計測時間終了前であっても終了してよい。

## 6 検査用紙の回収から検査結果の通知

### 回 収

これで検査は終了です。

検査用紙の回収を行います。

#### 【備考】

- 検査用紙をすべて回収し、枚数を確認する。
- 各受検者の用紙が混在しないように回収に注意する。

### 採 点

これから検査の採点を行い、採点結果を個別にお伝えします。

- 採点中にトイレなどに行かせることは可。

### 通 知

検査結果が書かれている書面を個別にお渡しします。

書面には、お名前、採点結果、

採点結果に応じた助言が書かれています。

総合点によって、

認知症のおそれがない

認知症のおそれがある

と判定がされています。

- 個人を間違わないよう確認しながら通知すること。

- 検査結果を通知する書面を封書に入れるなどして、受検者1人ずつに交付し、受検者全員に書面が交付されているか確認すること。

この検査は、記憶力や判断力の状況を簡易な検査によって

確認するものです。

検査の結果、「認知症のおそれがある」とされた方であっても

直ちに認知症であるというわけではありませんし、

直ちに免許が取り消されることもありません。

ですから、免許証の更新をすることはできます。

ただし、警察から連絡があり、お医者さんの診断を受けて

いただることになります。

その結果、お医者さんから認知症であると診断された場合は、

公安委員会の判断で、免許が取り消され、又は停止されます。

御自身でも、お医者さんや御家族に御相談されることをお勧めします。

書面の裏面には、採点方法や総合点による判定について記載しています。後でご覧ください。

また、運転免許証の更新手続をする際には、この結果通知書を必ず持参してください。

なお、この検査は、再び受けることができます。再び検査を受けたい方や、検査結果について不明な点がある方は、後で質問されるか、警察の運転免許の担当係に御相談ください。【注①】

認知機能検査はこれで終了です。

① 公安委員会が直接実施する場合は、「警察の」を省略し、「運転免許の担当係に相談してください。」と説明すること。

## パターンA

## 採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

## 回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

	イラスト	自由	手がかり	得点
1	大砲			
2	オルガン			
3	耳			
4	ラジオ			
5	テントウムシ			
6	ライオン			
7	タケノコ			
8	フライパン			
9	ものさし			
10	オートバイ			
11	ブドウ			
12	スカート			
13	にわとり			
14	バラ			
15	ペンチ			
16	ベッド			
小計 (A)		/32		

←15点以上で採点終了可

## 回答用紙4(時間の見当識)

## 【検査時刻】

	時 分
質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	
	/15

## 【総合点の算出】

$$A \quad \times 2.499 + B \quad \times 1.336 = \boxed{\text{総合点}} \quad \boxed{\text{点}}$$

/32                    /15

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

## 【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

## パターンB

## 採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

## 回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

イラスト	自由	手がかり	得点
1 戦車			
2 太鼓			
3 目			
4 ステレオ			
5 トンボ			
6 ウサギ			
7 トマト			
8 ヤカン			
9 万年筆			
10 飛行機			
11 レモン			
12 コート			
13 ペンギン			
14 ユリ			
15 カナヅチ			
16 机			
小計 (A)		/32	

←15点以上で採点終了可

## 回答用紙4(時間の見当識)

## 【検査時刻】

質問	得点	
何年		
何月		
何日		
何曜日		
何時何分		
小計 (B)	/15	

## 【総合点の算出】

$$A \quad \times 2.499 + B \quad \times 1.336 = \text{総合点}$$

/32                    /15

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

## 【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

## パターンC

## 採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時 年　月　日(　)　時　分
-------	------------------------

## 回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

イラスト	自由	手がかり	得点
1 機関銃			
2 琴			
3 親指			
4 電子レンジ			
5 セミ			
6 牛			
7 トウモロコシ			
8 ナベ			
9 はさみ			
10 トラック			
11 メロン			
12 ドレス			
13 クジャク			
14 チューリップ			
15 ドライバー			
16 椅子			
小計 (A)		/32	

←15点以上で採点終了可

## 回答用紙4(時間の見当識)

## 【検査時刻】

質問	得点	
何年		
何月		
何日		
何曜日		
何時何分		
小計 (B)	/15	

## 【総合点の算出】

$$\boxed{A} \times 2.499 + \boxed{B} \times 1.336 = \boxed{\text{総合点}} \text{ 点}$$

/32                    /15

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

## 【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

## パターンD

## 採点補助用紙

受検者氏名	検査開始日時
	年 月 日( ) 時 分

## 回答用紙2、回答用紙3(手がかり再生)

イラスト	自由	手がかり	得点
1 刀			
2 アコーディオン			
3 足			
4 テレビ			
5 カブトムシ			
6 馬			
7 カボチャ			
8 包丁			
9 筆			
10 ヘリコプター			
11 パイナップル			
12 ズボン			
13 スズメ			
14 ヒマワリ			
15 ノコギリ			
16 ソファー			
小計 (A)			
		/32	←15点以上で採点終了可

## 回答用紙4(時間の見当識)

## 【検査時刻】

質問	得点
何年	
何月	
何日	
何曜日	
何時何分	
小計 (B)	
/15	

## 【総合点の算出】

$$A \quad \times 2.499 + B \quad \times 1.336 = \text{総合点} \quad \text{点}$$

/32                    /15

※Aが15点以上の場合、総合点の計算省略可

## 【採点結果】

36点未満	
36点以上	

採点者

点検者

## 採 点 基 準

### 1 手がかり再生 (最大32点)

#### (1) 採点方法

一つのイラストについて、

自由回答及び手がかり回答の両方とも正答の場合は2点

自由回答のみ正答の場合は2点

手がかり回答のみ正答の場合は1点

なお、手がかり回答時において、一つのヒントに二つ以上の回答をさせないこと  
(例:「果物」に対して「メロン、りんご」等の複数回答は誤答とする。)。

また、回答の順序は採点の対象外とし、与えられたヒントに対応していない場合であっても、正しく回答されていれば正答とする(例:ヒントである「野菜」の欄に、果物の正答を記入した場合等)。

#### (2) 具体例

##### (例1)

自由回答		手がかり回答	
1 耳	○	1 体の一部・・・足	×
2 トラ	×	2 動物・・・ライオン	○
3 机	×	3 果物・・・メロン	×
4 サル	×	4 家具・・・ベッド	○

採点結果 自由回答及び手がかり回答: 正答なし  $0 \times 2 = 0$  点

自由回答のみ: 正答1つ  $1 \times 2 = 2$  点

手がかり回答のみ: 正答2つ  $2 \times 1 = 2$  点

合計 ······ 4 点

##### (例2)

自由回答		手がかり回答	
1 耳	○	1 体の一部・・・耳	○
2 トラ	×	2 動物・・・ライオン	○
3 机	×	3 果物・・・メロン	×
4 サル	×	4 家具・・・ベッド	○

採点結果 自由回答及び手がかり回答: 正答1つ  $1 \times 2 = 2$  点

自由回答のみ: 正答なし  $0 \times 2 = 0$  点

手がかり回答のみ: 正答2つ  $2 \times 1 = 2$  点

合計 ······ 4 点

(3) 採点に当たっては、受検者に対して示したイラストを、受検者が覚えているかどうかを検査するものであることから、次の取扱いをし、受検者に不利とならない採点を行うこと。

ア 検査員が説明した言葉を言い換えた場合は正答とする（例：方言、外国語、通称名（一般的にその物を示す商品名、製造社名、品種））。

イ 検査員が示したイラストと類似しているものを回答した場合は正答とする。

ウ 回答した言葉に誤字又は脱字がある場合は正答とする。

エ アからウまでに示すものであっても、絵の区分上、又はカテゴリから容易に想像できるもので、別に警察庁が示すものは誤答とする。

## 2 時間の見当識（最大15点）

### (1) 採点方法

ア 「年」

正答の場合は5点

西暦、和暦のいずれでも構わないこととするが、和暦の場合において、検査時の元号以外の元号を用いた場合には誤答とする。

現在の年を過去の元号に置き換えた場合（例：令和3年を平成33年）は、正しい元号を記載していないため、誤答とする。

西暦「2021年」と回答する意図で「21年」と省略したと認められる場合においては、正答とする。

イ 「月」

正答の場合は4点

ウ 「日」

正答の場合は3点

エ 「曜日」

正答の場合は2点

オ 「時間」

正答の場合は1点（進行要領に示す「5 時間の見当識の実施」において、「鉛筆を持って、始めて下さい。」と言った時刻を「検査時刻」とし、当該「検査時刻」から前後それぞれ30分以上ずれる場合は誤答とする。また、「午前」及び「午後」の記載の有無は問わない。）

### (2) 採点における留意事項

採点に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 「年」、「月」、「日」、「曜日」及び「時間」は、それぞれ独立に採点する。

イ 回答が空欄の場合には、誤答とする（回答時間中に全体に対する注意喚起を行い、それでも空欄の者については、誤答とする。）。

### (3) 具体例

ア 検査日が令和3年で、回答が「昭和3年」の場合  
検査時の元号が異なるので、誤答となる。

イ 検査時刻が「9時40分」で、回答が「9時60分」の場合

通常、「○時60分」と言わないが、検査時刻から30分未満のずれであることから、正答とする。

ウ 検査時刻が「9時40分」で、回答が「10時10分」の場合

回答が、検査時刻から30分以上ずれていることから、誤答とする。